

平成 18 年 6 月 9 日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

代表取締役社長 山口浩行

(コード番号：3390)

問合せ先 経営企画部長 吉永和弘

電話番号 03-3568-1305

取締役に対するストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 9 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 361 条第 1 項の規定に基づき、以下の要領により、取締役のストックオプション報酬額の設定及びストックオプションとして当社の取締役に対し、新株予約権を発行する議案を、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 10 期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 付議の理由

会社法(平成17年法律第86号)施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後は、ストックオプションとして取締役に発行される新株予約権は、取締役の報酬等の一部であると位置づけられること及び平成17年12月27日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第8号「ストックオプション等に関する会計基準」により会計上の費用化が実施されることに伴い、取締役の報酬等の変更をお願いするものであります。

2. 議案の内容

- (1) 当社の取締役報酬額は平成16年6月24日開催の第8期定時株主総会において、一営業年度につき金150百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、これを確定金額報酬として年額135百万円以内、取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権付与とする報酬の経済価値の対価として年額15百万円以内とする旨をご承認いただきたく存じます。なお、この変更によっても報酬等の総額としては年額150百万円以内となり、これまでの総額が変動するもので

はございません。

なお、取締役の員数は、第3号議案が可決されますと、5名となります。

(2) また、このストックオプションとして取締役に発行する新株予約権の内容は次のものといたしたく存じます。

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数

500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式500株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式数は1株とする。

なお、当社が合併、会社分割（株式無償割当てを含む。）、株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

I. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額（以下、「払込金額」という。）は、II. により決定される1株当たりの払込金額に、①に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。

II. 払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価格が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が時価を下回る価額で普通株式を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また発行日後に当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成20年6月29日から平成28年6月27日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする（行使期間の最終日が銀行休業日にあたる時は、その直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。）。

④ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑤ 新株予約権の行使の条件

I. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員 の地位を有していることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

II. I. にかかわらず、対象者が取締役、執行役、監査役もしくは従業員 の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、執行役、監査役もしくは従業員が「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができる。

⑥ 取締役会への委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、取締役会の決議により決定するものとする。

(注) なお、上記新株予約権の付与の方法としては、税法その他の法令の適用状況を踏まえ、最善の方法を決定して参ります。

以 上